

## 病院整備計画公募に関するQ&A(平成30年4月)

No.	質 問	回 答
<b>【手続等】</b>		
1	今後、どのような手続を経て採用する計画を決定するのですか。	平成30年10月～11月(予定)に圏域の地域医療構想推進会議において、応募医療機関に計画内容を説明していただきます。 同推進会議での議論を踏まえ、平成30年1月(予定)に医療審議会の意見を聴いた上で採用する計画を決定します。
2	採用の基準はありますか。	病床配分にあたっての考え方は以下のとおりです。 1 地域の実情に応じた質が高く効率的な医療提供体制を目指すため医療法第30条の14第1項に規定する協議の場(地域医療構想調整会議)の議論を踏まえる。(応募医療機関の出席と説明、協議) 2 計画採用に当たっては、病床の稼働状況(病床利用率)、医療従事者の確保計画などにより、病床整備の必要性、確実性を考慮する。
3	土地の確保ができていない場合でも応募できますか。	取得予定でも応募することは可能です。取得予定の場合、取得見込、取得時期等について「病院の整備計画申出書」に記載してください。
4	図面や資金計画はどの程度のものが必要ですか。	「病院の整備計画申出書」を参照してください。
5	希望する病床数が減らされることはありますか。	配分できる病床数に限りがありますので応募医療機関に希望病床数を承認できない可能性があります。承認病床数が希望病床数を下回る場合の意向について「病院の整備計画申出書」に記載してください。
<b>【公募対象とする病床機能】</b>		
6	埼玉県地域保健医療計画の実現に向けて必要な病床について 「がん・脳卒中・脳血管疾患の高度医療」機能に該当するのは具体的にどのようなものですか。	厚生労働省通知「医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する特定の病床等の特例について」で定められている次のいずれかの機能を持つ病床等を想定しています。 ア 進行性悪性腫瘍の集学的治療、進行性悪性腫瘍の手術、骨髄移植、リニアックによる放射線治療等 イ 開心術、冠動脈バイパス手術、大血管手術、経皮的冠動脈形成術、血管内手術、脳卒中急性期の集学的治療、脳動脈瘤根治術等
7	「救急」機能に該当するのは具体的にどのようなものですか。	次のいずれかに該当する病床等を想定しています。 ①「特定集中治療室管理料」「ハイケアユニット入院医療管理料」施設基準を満たす病床 ②「救急業務に協力する旨の申出書」に記載する救急専用病床又は救急優先病床 ③小児救急輪番体制を充実するために必要な病床

No.	質問	回答
8	「周産期」機能に該当するのは具体的にどのようなものですか。	次のいずれかに該当する病床等を想定しています。 ①「新生児特定集中治療室管理料」「新生児治療回復室入院医療管理料」施設基準を満たす病床 ②分娩を取り扱う病床
<b>【採用決定後の手続等】</b>		
9	いつまでに病院開設(変更)許可書の交付を受け、着工すればよいですか。	平成33年3月までに「病院開設(変更)許可書」の交付を受け着工することが応募条件となっています。
10	採用決定後に計画を変更することはできますか。	原則として承認された内容を変更することはできません。
11	採用決定後、開設するまでの間に報告等は必要ですか。	開設するまで「四半期ごとの定期的な進捗状況の報告」が必要です。 報告時期は3月末・6月末・9月末・12月末の状況を翌月15日までに報告してください。
12	計画が採用されなかった場合は、増床はできないのでしょうか。	今回の公募により病床不足地域は解消される見込みですので、原則として増床はできません。 ただし、厚生労働大臣との協議により認められる場合があります。(医療法第30条の4第9項及び医療法施行規則第30条の32の2)
13	有床診療所の病床整備は公募対象になりますか。	公募対象となります。有床診療所の病床整備についても、公募対象となる病床機能は地域包括ケアシステムの構築、小児・周産期・救急医療の推進等のために必要な病床とします。